

市営住宅の単身入居申込取扱について

(公営住宅法施行令第6条の規定による)

ここでいう単身者とは、戸籍上の配偶者や婚約者、内縁関係の者がいない人のことです。
(下記(8) 配偶者から暴力を受けている人の場合を除く)

また、2人以上の世帯で申し込む際の資格にある「現に同居をしている、又は同居しようとする親族がいること」を除く全ての資格を満たしており、かつ、下記のいずれかに該当することが申し込みの条件です。

(1) 60歳以上の人

(2) 心身障害者等

- ・身体障害者福祉法に定める障がいの程度が1～4級の者
 - ・知的障害者福祉法に定める障がいの程度がA1～B2の者
 - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める障がいの程度が1～3級の者
- ※手帳等の提示により確認します。

(3) 重度の戦傷者

恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または、同法別表第1号表の3の第1款症であるもの

(4) 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人

(5) 生活保護を受けている人または生活支援給付を受けている人

(6) 海外から引き揚げた人で、引き揚げてから5年経っていない人

(7) ハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者及び生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手から暴力を受けている人で次のいずれかに該当する人

- ① 配偶者暴力相談支援センター、婦人保護施設等で保護されている人
または、保護終了後5年を経過していない人
- ② 裁判所からの保護命令を受けている人
または、保護命令を受けた日から5年を経過していない人
- ③ 女性相談支援センター等から証明書が発行されている人
または、配偶者暴力対応機関等から確認書が発行されている人

ただし、申込資格がある人で常時の介護を必要とし、入居後においてこの介護を受けることができず、または受けることが困難と認められる人は除きます。

※申込みがあっても上記の条件を満たしていない場合は、受付ができません。

市営住宅の優先入居申込取扱について

(大分市営住宅条例第9条第4講の規定による)

● 第1抽選枠（優先抽選枠）対象者について

市営住宅入居者の選考について、住宅の困窮度が高いとして第1抽選枠対象者（優先抽選対象者）を設け、当選確率を高くしています。（R8年9月10日現在）

- ・ 母子、父子 …… 20歳未満の子を扶養しているひとり親
- ・ 高齢者 …………… 60歳以上の者及び次に該当する者のみからなる世帯
 - ① 配偶者
 - ② 18歳未満の子
 - ③ 身体障害者福祉法に定める障がいの程度が1～4級の者
知的障害者福祉法に定める障がいの程度がA1～B1の者
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める
障がいの程度が1～2級の者
障害者総合支援法の対象となる難病患者
- ・ 心身障がい者 …… 高齢者世帯の③に該当する者
- ・ 多子 …………… 18歳未満の子が3人以上いる世帯
- ・ 子育て …… 義務教育終了前の子のいる世帯
- ・ 単身者 …… 「申し込み資格（**単身者**）に該当する者
- ・ 多数回もれ …… 2年度内で6回以上抽選もれをした者
(多数回もれのみの該当者へは年度初めに通知しております。)
- ・ DV被害者
- ・ 犯罪被害者

なお、申込受付時には、対象者であることが分かる書類の添付が必要です。
また、優先枠については入居者選考委員会に諮り、変更される場合があります。
変更があったばあいには速やかに周知徹底し、業務に反映させること。